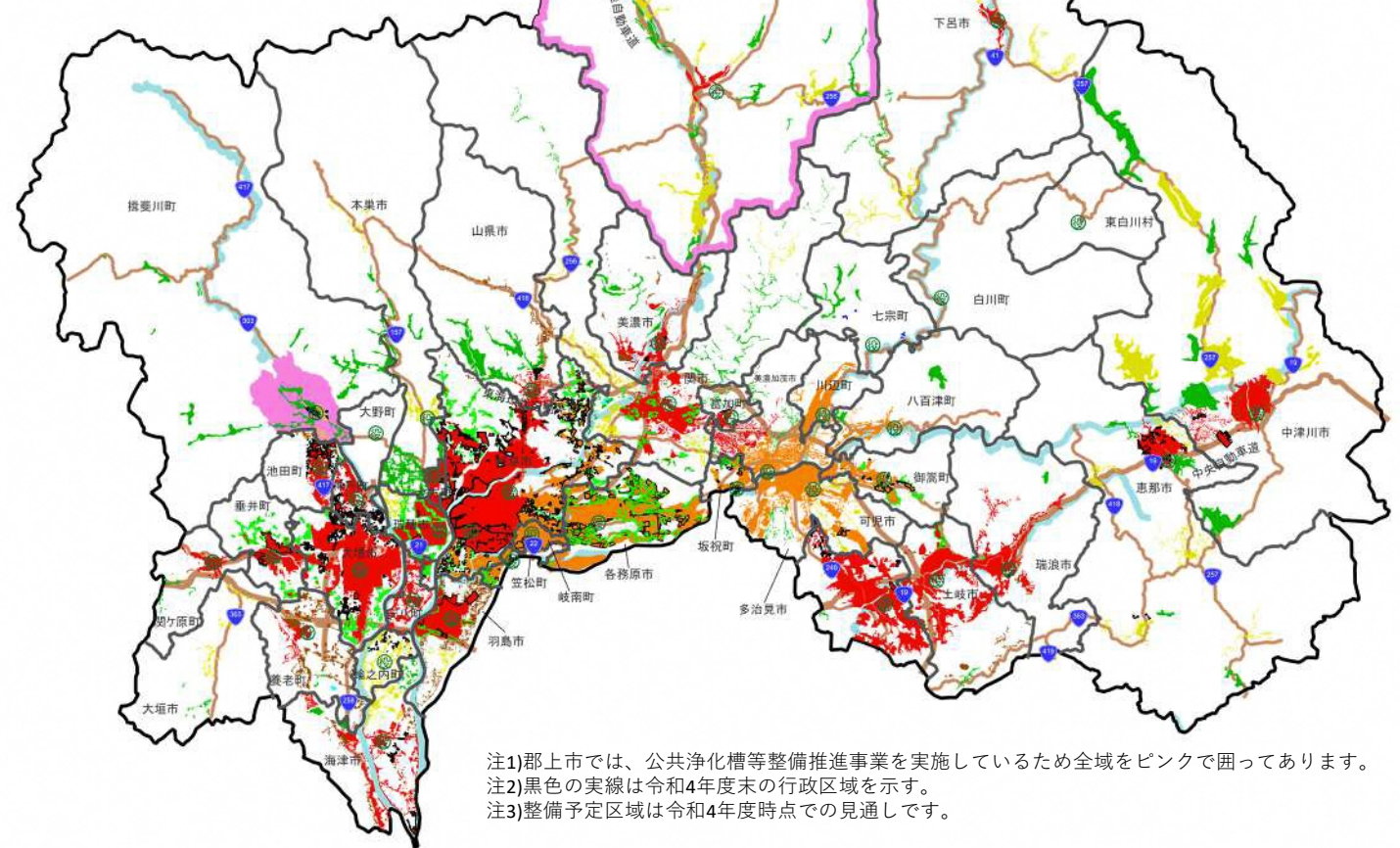
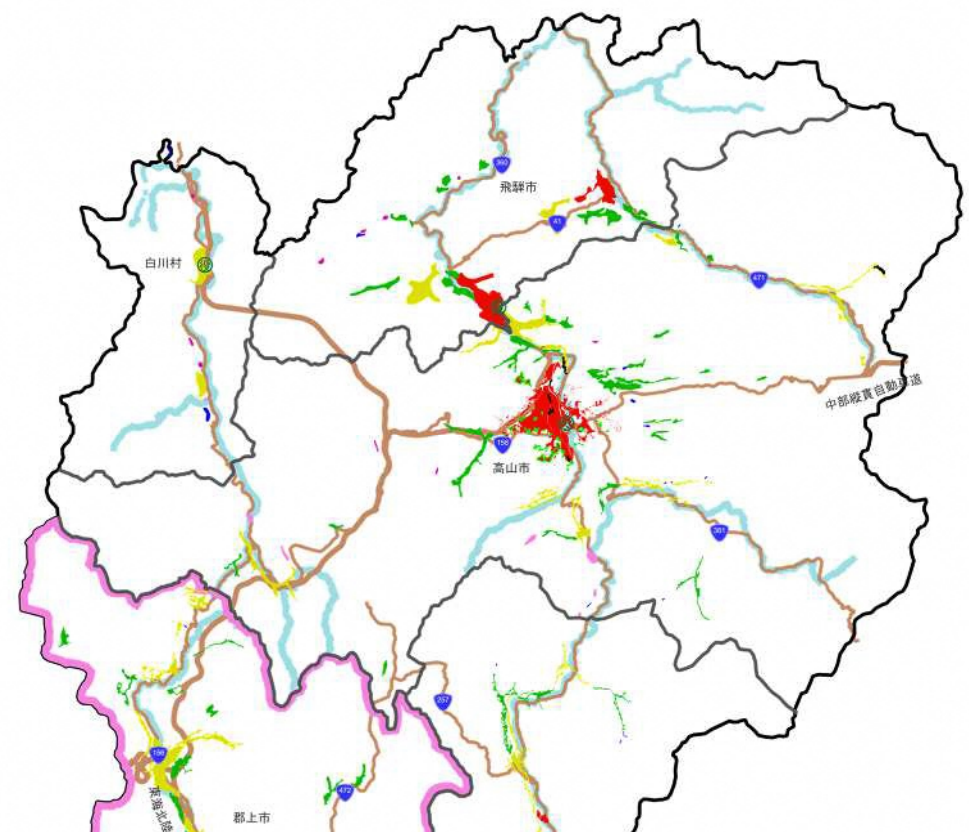


岐阜県汚水処理施設整備構想図

名称	色	記号
流域関連公共下水道	橙	
単独公共下水道	赤	
特定環境保全公共下水道	黄	
農業集落排水	緑	
コミュニティ・プラント	水色	
小規模排水処理施設	青	
簡易排水施設	紫	
浄化槽（市町村設置）	桃	
浄化槽（経済比較あり）	茶	
浄化槽（経済比較なし）	色無し	
既整備区域 （平成28年度末）	枠なし	
整備予定区域 （平成29年～令和7年度末）	黒	
整備予定区域 （令和8年度以降）	明緑	
県境界		
市町村役場		
岐阜県庁		
国道		



注1)郡上市では、公共浄化槽等整備推進事業を実施しているため全域をピンクで囲ってあります。
 注2)黒色の実線は令和4年度末の行政区域を示す。
 注3)整備予定区域は令和4年度時点での見通しです。

「国土数値情報ダウンロードサービス」（国土交通省）を加工して作成
 河川データ：<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html> 行政区域データ：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_1.html
 市町村役場データ：<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P34.html> 緊急輸送道路データ：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N10-v2_0.html

岐阜県汚水処理施設整備構想策定委員会
 〒500-8570
 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
 TEL: 058-272-1111 (代)

清流の国推進部 市町村課 環境生活部 廃棄物対策課
 農政部 農地整備課 都市建設部 下水道課
 ワード検索 検索



岐阜県汚水処理施設整備構想
 ～清流の恵みを新たな世代へ～



2023（令和5）年3月 岐阜県

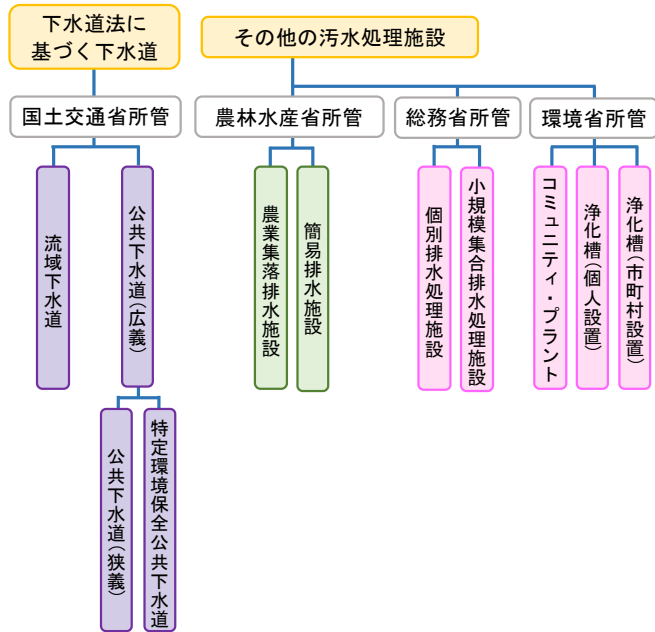
岐阜県汚水処理施設整備構想の目的 ～清流を次世代に残すため～

岐阜県の全人口約197万人のうち、13万人近くが生活雑排水（お風呂、洗濯、台所の排水）を処理していない単独処理浄化槽やくみ取りの家庭で暮らしています。

岐阜県では 市町村と連携をしてこれからの「未普及人口」を効率的に無くしていくため、下水道や農業集落排水施設等と合併処理浄化槽で処理する区域を明確に定め、普及促進を図ることにより、次の世代へ清流を残すことを目指します。



汚水処理施設の種類



岐阜県汚水処理施設整備構想では、
汚水処理人口普及率を
令和7年度で**95%以上**を目指します

岐阜の清流をまもるための岐阜県汚水処理施設整備構想

県民、市町村、県が同じ目標を持って協力して行くことが不可欠です!!

県民のみなさまへのお願い

- ・下水道が整備されたら早期に利用開始して下さい。
- ・単独処理浄化槽の家庭は合併処理浄化槽へ転換して下さい。
- ・浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を実施して正しく利用して下さい。

市町村の役わり

- ・整備目標を達成するため、施設の計画的な建設・改築を行います。
- ・施設の運営管理を効率化します。
- ・住民へ汚水処理施設の必要性を説明し、普及啓発に努めます。

県の役わり

- ・市町村と連携をとり、県民への普及啓発を行います。
- ・本構想の進捗を定期的に把握し、必要に応じて措置を行います。
- ・市町村の目標達成に向け、助言、財政支援措置を検討します。



岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画

汚水処理事業が抱える様々な課題に対応するため、施設の広域化や維持管理の共同化などにそれぞれの市町村、若しくは複数の市町村が連携して取り組むことを定めた「岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定しています。本構想では、この計画に関する方針を新たに位置づけました。

費用削減、経営効率化に最も効果大の為、重点的に取り組みます

具体的な取組み	主な内容
1. 施設の広域化 【施設統廃合(ハード)事業】	別々の処理区を接続管の設置により統合、位置や更新時期に近い複数の施設の集約化、汚水処理施設と屎処理施設の統合
2. 危機管理体制の構築	災害に迅速に対応するため、県や市町村が共同で様々な団体と災害時支援協定を締結
3. 運営・維持管理の共同化	執行体制の共同化、事務処理の共同化、ICT活用による施設管理の共同化、管きよの点検・調査や不明水調査の共同化
4. 人材育成の共同化	研修の共同化、実施圏域ごとの意見交換会の実施、施工調査等の見学会の実施
5. その他の共同化の取組み	接続率向上に向けた取り組みの共同化、集合処理から個別処理への転換の検討、情報の共有

<下水道整備が未整備の場合>

単独処理浄化槽(未普及)世帯

単独処理浄化槽では生活雑排水を処理しないため、川がよごれ、ハエや蚊の発生、悪臭の発生がおこります。



下水道整備が整備されている場合は...

下水道の世帯

下水道では、トイレの汚水・生活雑排水を地下に埋設された下水道管へ、そして下水処理場で浄化をして川へ放流します。



農業集落排水施設等の世帯

農業集落で発生した、し尿・生活雑排水を污水管へ、そして処理場で浄化して、処理水を田畑で再利用、汚泥をたい肥として農地に還元します。



合併処理浄化槽世帯

合併処理浄化槽も下水道と同じく、トイレの汚水に加えて、生活雑排水も処理し、川へ放流します。

